愛知働くものいのちと健康を守るセンター
いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL・FAX 052-883-6966　mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

過労死を生み出す「労働安全衛生法等の一部改正」の企み

５月１７日から「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」(以下、「改正」法)が国会審議入した。この日は衆議院本会議において厚生労働大臣の法案趣旨説明と代表質問が行われている。

過労死直前の労働者の申し出により、やっと産業医との面談

「改正」案は労働安全衛生法、労災保険法、同徴収法、時短促進法の４つの法案が一括提案され、なかでも「過労死・過労自殺予防対策」として産業医の面談指導について、その範囲が「時間外労働が月１００時間を超えた労働者のうち本人の申出のあったもの」とされていることに非難の声が集中している。厚生労働省の言う時間外労働とは週４０時間を超える部分のことであり、週で言えば労働者が毎週６５時間以上働くことを指している。これに休憩や通勤時間が加わり、さらに広範にあるサービス残業も含めれば、毎日早朝に家を出て深夜帯(２２時以降)に帰宅し、さらに休日労働が常態化する状態となる。こうした慢性的睡眠不足等から来る長期の慢性疲労状態が過労死を引き起こすことは医学的にも明らかにされている。過労死家族会の代表は「医師の面接指導が１００時間の残業、本人申し出であることを知って驚いた。１００時間残業は過労死する基準で予防対策なら２０～３０時間のはず。本人が申し出る状況などない」と述べている。(2005年3月16日厚生労働省との「法案説明会」での発言,全国センター通信70号)

過労死・過労自殺の発生に手をかす規則へ改悪

また、「本人の申し出」については施行規則に挿入されているが、労働政策審議会での審議の過程で出てきたと聞いている。過労死の家族が言うように、多くの過労死・過労自殺事例では、被災者は極度の疲労やうつ等の状態に追い込まれ本人だけでは回復に向けて判断不能な状態に陥り発症している。家族もその状態に巻き込まれていることも多い。だからこそ過労死・過労自殺の予防対策として安全衛生委員会の活用や職場での同僚の支援や家族への働きかけの重要性が強調されるのである。企業の労働者への健康配慮義務はこうした措置やサポートを企業が採るべきことを含んでいる。

このように「改正」案の「本人の申し出」は、判断不能な状態にある労働者に申し出の責任を課し、「本人の申し出がなかった」と企業責任を免罪することになりかねない。予防措置どころか、過労死・過労自殺の発生に手を貸すことにつながるといっても過言ではない。

いままでの「過重労働総合対策」から大きく後退

そもそも「過重労働対策の総合通達」(厚生労働省2002年12月12日)では、時間外労働が月４５時間を超えると過労死を発症する危険が強まるとして、月４５時間以上の時間外労働を行う労働者に対して「産業医による事業場での健康管理についての助言指導」を実施することとしている。さらに月１００時間の時間外労働は過労死発症のレッドゾーンだとしている。この領域に労働者を置かないという労働安全衛生法の措置こそが緊急に求められている。今回の法案はこの総合通達からも大きく後退した内容となっている。

労働者保護の立場で実効ある措置を いのちと健康全国センターが呼びかけ

過労死・過労自殺を予防するためには、長時間労働、過重労働の規制とともに労働者がいつでも産業医と相談できるような健康管理体制の強化が急務である。その上で時間外労働が月４５時間以上の労働者に対して医師の面談指導を義務付けるなど長時間・過重労働を規制する実効ある措置こそが求められている。３月に行われた全国センターが主催する「地方センター代表者会議」でこの法案に対する全国的な運動を起こす必要が議論された。これを受けて全国センターがイニシアブを発揮してリーフレットの作成、国会行動などを開始、法案の問題点への理解が広がっている。政党も与党を除き、長時間労働の是正、過労死・過労自殺の予防のために労働安全衛生法の全般的見直しが必要と主張し、法案に反対であることを明らかにしてきている。法案は現在、厚生労働委員会に審議が付託され、７月１５日から委員会での審議に入る予定です。しかし、郵政民営化法案を巡っての攻防があり、審議の目途は流動的な情勢です。

７月７日、過労死家族の会が国会請願を行い、「原案どおりは成立させない。」との言質を得たと言う情報もあります。

(「九州社医研レター」より抜粋)

内野さんの労災認定を支援する会

第２回総会開催！

５月29日（日）午後１時半から、刈谷市勤労福祉会館にて、４２名の参加の下、内野さんの労災認定を支援する会第２回総会が開かれました。

開会挨拶では、近森代表委員が、「小さいけれど、旗色鮮明を掲げて運動を進めてきた。勝利は、トヨタの労働者に明るい光がさすものになる。」と挨拶しました。　山下事務局長による経過報告、大羽さんから会計報告に続き討論に入りました。

討論では、全国センター・佐々木昭三氏、中京大学・猿田正機教授から運動を全面的に支援する発言がありました。

申請者・内野博子さんからは、愛知労働局へ審査請求に対して取り組んだ署名のお礼、ご主人の被災前一月は帰宅時間が極めて遅くなり、朝食の時間に帰宅するほどであったこと、裁決書では上司の言葉を鵜呑みにし誤った認定をしていること、また、愛知労働局審査官が裁決書を郵送して、３月下旬の人事異動により転勤し、裁決書の出し逃げをしたこと、４月には桜が満開の時期に入学式があり、楽しいはずの時期に理不尽な裁決書を読まなくてはならないという辛い胸の内を話され、参加者の涙を誘いました。

また、名古屋過労死家族の会を代表して、倉田利奈さん（夫が刈谷市美術館職員で過労死）が挨拶されました。倉田さんは「職場は、トヨタ自動車と刈谷市役所ですが、刈谷はトヨタのお膝元。お互い職場の人に聴き取りをしても嘘を言われたり、裏切られることが何度もありましたが、人一人の命が亡くなったにもかかわらず、本当にやりきれない思いです。このような活動をするに当たっては、辛いことを思い出さなければなりません。落ち込んで前に進めない時もあると思います。あまり無理をして頑張りすぎないよう、ぼちぼち行きましょう。」と挨拶されました。

その後、内野博子さんは、トヨタ労組へも支援をお願いし（７／８）、豊田労基署の労災保険不支給の取り消しを求め、名古屋地裁へ提訴を予定しています。

（総会で訴える内野さん）

トヨタ自動車
内　野
過労死
審査請求事案

審査請求棄却の問題点

弁護士　田巻紘子

内野さんの労災認定を支援する会第２回総会において、田巻弁護士は、「審査請求棄却の問題点」と題され、次のよう講演されました。その要旨を紹介します。

１．棄却決定を読んだ印象

内野さんの労災申請は、もともと資料が少ない事件ではない。労働時間や業務内容に関する資料は、内野さんの努力にによってすでに豊富に集められている。そして、各資料および供述をいかに評価するかによって、結論は変わり得たはずであった。しかし、愛知労働局審査官は、内野さんの業務の実態を直視しようとせず、会社側に「流れた」判断を行った。

２．業務量（特に労働時間）について

①業務の範囲を非常に限定して捉えている

内野さんが担当していたサークル活動などの各種の仕事は、趣旨および目的が「自己研鑽」であることを理由に、明確に「業務とは別個のもの」と判断され、何ら、業務として考慮するあるいは斟酌する、といった評価はなされていない。

②サービス残業時間に、仕事ではなく「私的な雑談」をして居眠りしていたと判断

工場に拘束されていた時間については、豊田労基署から、トヨタ側と認識が一致していた。その内実、内野さんが遅く（翌朝早く）まで職場に残ってどんな仕事をしていたかについては、愛知労働局担当審査官は、直属上司のＧＬが、豊田労基署に対して供述した内容を鵜呑みにして、それに基づいて判断した。

しかし、

○内野さんが所属組で唯一の３０歳代ＥＸ（班長）で残りは定年間近のＥＸであり、ＱＣサークルリーダー・交通安全リーダー等の「役割」が、全て内野さんに集中していたこと。

○内野さんの所属組みには、新人あるいは派遣社員も多く、おそらく不具合の発生（あるいは発生しないようにフォローしなければならなかったこと）について、ライン外検査業務担当の内野さんの負担は、より大きかったであろうこと（経験則上の推定）

○年明けのライン変更に伴い、不具合件数もきっと増えていたはずであること（同上）等を、トヨタシステムの中に正しく位置づけ、多面的な視点から評価した場合、内野さんが定時終了後、相当長時間に及ぶ残業をしなければ仕事がこなせなかった、という判断をすることは可能だったはずである。

③小括

結局、ラインが動いていて、車のボディを作っている時だけを「業務」としている。

愛知労働局審査官段階で、弁護団として、相当資料を提出し、支援する会からも陳述書を二通出して頂いたのに、それらが全く考慮されていなかった。

3．業務の質について

全く考慮されていない。

トヨタシステムについて、審査官段階で相当強調したにもかかわらず、全く理解を欠いている。トヨタシステムにおいて、内野さんが担当していたライン外品質管理業務がどれだけ重要で、どれだけストレスフルだったかについて全く理解されていない。

また、昼夜勤交代勤務に、必然的に生じるストレスについては、「規則的な交代勤務だったから」という理由で全く考慮されていない。つまり、夜勤労働の過重性を全く評価していない。

4．業務と被災の因果関係について

審査官段階の最終盤において、専門医・福永医師の全面的協力を得て、解剖した組織標本を見て頂き、組織に現れたストレス・過労の痕跡をたどった知見を鑑定書としてまとめて頂いた。その内容は、ストレスによる免疫の力の低下の結果、心筋炎を発症し、その炎症が引き金となり最終的には不整脈に至ったという、極めて科学的な分析であった。最初に解剖した黒田医師の知見と結論においては相反しないが、結論にいたる経過について、過労・ストレスとの因果関係をより明確にして頂いたものであった。

しかしながら、審査官は、「福永鑑定は、(実際の解剖組織標本を見ていない)局医への批判に過ぎない。」と福永鑑定を一蹴した。

5．小括

労働時間数だけで勝負を決する、型枠に縛られた判断でしかない。さらに、「(深夜午前1時に交代勤務終了後) 好きこのんで朝5時まで職場に残る人間などいるはずない。」という常識を無視し、上司の陳述に全面的に依拠した。その上、専門医・福永医師の鑑定書を理由なく一蹴するという、非合理的・非科学的な判断であった。不当極まりない。

田巻弁護士は、以上のような内容で講演を行い、愛知労働局審査官決定の不当性を強調しました。

(文責　鈴木利往)

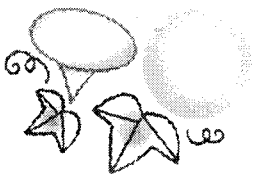

第１回中央労働安全衛生学校
参　加　報　告

名古屋市立高等学校教員組合
菊里高校分会　佐々木 一郎

６月４日～５日に熱海で行われた第１回中央労働安全衛生学校に参加しました。昨年までは東日本・西日本にわかれてセミナーが開催されていましたが、今年度より全国規模のものとなりました。当初は２泊３日で企画されていたものを、諸般の事情により１泊２日にしたとのことで、非常にきついスケジュールではありましたが、充実したものとなりました。そんなわけで、内容が豊富で多岐にわたっていますので、時間経過にしたがって簡単に報告します。

第１講義「労働者のいのちと健康を守る運動の歴史と今日的課題」
全国センター理事長　福地　保馬　氏

まず戦後の労働者の健康問題の移り変わりを年表・資料をもとにふり返り、その後現在の労働者の健康状況の特徴を概観しました。

戦後の産業復興の時代から高度成長期あたりまでは、鉛・水銀などの急性中毒や白ろう病に代表されるような職業病など、体に直接危害が加わる健康問題が中心であったのが、現在に近づくにつれて生活習慣病・メンタルヘルスといった慢性的あるいは心に関する健康問題が浮上してきたことがわかります。

このことは、労働形態の多様化と無関係ではありません。正規職員の減少・夜間労働者の増加などがわれわれの健康にも深い影を落としているわけです。つまり、私たちの働き方は社会の変化によって変わるということ。そして、そこから生じる私たちの健康問題も、社会の変化・働き方によって変わるということです。

「労働者の健康は労働のあり方で決まる。働き方をかえないでは健康をまもれない。」という言葉が印象的でした。

第２講義「職場健康調査の作成と分析する視点」
全国センター顧問　渡部　眞也　氏

働く者にとって、自分たちの健康と安全は闘うことなくしては守れない。そのために、まず現状を適切に、正確に知らなければならない。その基本になるのが“調査”である。

冒頭で概略以上のように述べられたあと、講義が始まりました。ある調査を俎上にのせ、ちょっと辛口に批判しつつ調査のポイントをわかりやすく教えていただきました。以下、レジュメからの引用ですが、調査の手順が簡潔に述べられているので参考にしてください。

① 調査の目的・目標を明確にする。
② それに参考となる資料類を検討する。
③ 理想的な調査設計を作る。
④ その通り実施できない場合、実施可

能な計画を作る。理想設計との相違点を明確にしておく。
⑤ 試験的調査（予備調査）を行い、不都合な点を修正する。
⑥ 本調査実施。
⑦ 集められた情報の解析。（どう解析するかは調査設計の段階で決めておく。）
⑧ 解析結果について検討
⑨ 結論をだす。（目的との整合性があること。）
⑩ 結論に基づいて対策を樹立する。

「職場での調査は、結果をきちんと評価・批判することで運動を前進させることができる。また、調査をすることで問題意識を持ってもらうという副産物もある。」とのことでした。

分散会（１）

第１講義、第２講義をうけて、２０名ほどの分散会がありました。地域・職場も違い、さまざまな話が聞けたのですが、共通していたのは、労働時間の長さ（サービス残業）とメンタルヘルス問題の深刻さです。

第３講義「職場の評価、モノとコト」
労働科学研究所特別研究員　阿部　眞雄　氏

従来、職場巡視を行う際の観点はどうしても「モノ」すなわち危険物だとか労働環境（空気・騒音・照明）などにかたよりがちでしたが、この講義ではもう一つの観点である「コト」すなわち労働者の「言うこと」「示すこと」、労働者から「聞くこと」の重要性が示されました。

また、産業医・保健師とのコミュニケーションの重要性も指摘されました。今後の職場巡視などに活かしたい観点だと思います。

分散会（２）

２日目の午前中に２回目の分散会がありました。第３講義をうけて、職場巡視・労働安全衛生委員会が話題の中心となりました。各職場に労働安全衛生委員会がある名高教の現状は、全体から見ると進んでおりこれを活かすことの大切さを痛感しました。

第４講義「労働安全衛生法と労災補償制度の概要」
全労働省労働組合中央執行委員　丹野　弘　氏

時間の関係上、後半の「労災補償制度の概要」にはふれられませんでしたが、現状の労働安全衛生法の概要とその精神は十分理解できました。

労働安全衛生というと、つい労働災害が発生した後のことに目が向きがちですが、法の目的には「労働災害の防止」という観点があり、この点こそ私たちがふだんから心がけていかなくてはならないことだ、と改めて感じました。

また「メンタルヘルスの問題には行政も十分対応できていない」という指摘もあり、私たち自身の問題として法整備などの面を求めて行かなくてはならない、ということも感じました。

第５講義「安全な仕事はディーセントワークの前提
労安活動と労働組合の役割」
全国労働組合総連合　熊谷　金道　氏

深刻化する労働者の健康破壊の実例として、健康診断の有所見率の増加とメンタルヘルスの悪化があり、これらの背景として「合理化」「成果・業績主義」「労組のチェック機能の低下」がある。だからこそ労働組合が労安活動を自分たちの職場の問題として重視し、働くルールを確立する役割がある、という主旨のお話でした。

第１講義でも指摘されたのですが、私たちの健康が社会の変化と密接に関係があり、その中で労働組合の役割があらためて重要になっていると痛感しました。

最後に

労働安全衛生にはあまり関心が無い方が多いのではないでしょうか？しかし「労働安全衛生」を「心身ともに健康に働くこと」と読みかえれば、私たち教員にとってとても大切な問題の一つとならないでしょうか？健康の問題を個人の問題にしてしまわないこと、この辺りが労働安全衛生の出発点であると感じた二日間でした。

倉田さんの公務災害認定を支援する会
第２回総会開催

倉田さんを支援する会総会が、６月５日に刈谷市民会館で開かれました。総会では、１年間にわたる支援する会の活動と、その時々に求められていた運動が報告されました。

この日、刈谷市への申し入れに対する回答が紹介されました。倉田さんの公務災害認定の可否が、公務災害補償基金本部との協議が行われている段階です。このときに、申請者である刈谷市が、「その後の調査で、倉田さんの件は公務災害と判断することが妥当であり、認定を望んでいる。」と追加意見を提出することは決定的に重要です。しかし、私たちの申し入れに対して、回答では、**「提出済みの申請書に認定を求めている趣旨は含まれている」**と述べたにとどまり、残念ながら前進的な回答は得られませんでした。

刈谷市に対して、追加意見書の提出をさらにねばり強く追求しながら、任命権者である刈谷市の考えは「認定を望んでいる」ことを本部協議に反映されるように運動をしようと意見が出されました。夏休みの期間中に、関係者の意見書を本部に提出することも提案されました。総会では、福井弁護士から激励の挨拶があり、同じ労災認定の運動をしている、トヨタ自動車・内野博子さんから連帯の挨拶がありました。

総会では、名水労・吉川さんが、これまでの運動の成果・到達点をまとめ、今後の運動の方向について、重要な指摘とアドバイスがあり、参加者はこの運動に確信を深めることができました。

（文責：今枝　正昭）

第４回金丸さんを支援し人権を守る会総会を開催

５月２１日（土）の午後４時～６時まで労働会館会議室に４４名が集まりました。総会は、浜島さんが指揮するプロローグソングで始まり、大家さんの議長あいさつの後、世話人を代表して中野雄介さん（新幹線公害訴訟原告団事務局長）から力強いあいさつを受けました。

宮崎事務局長からは、昨年８月の泰中さんの労災認定、９月の地労委命令での一定の勝利、今年４月の泰中判決の完全勝利という３つの大きな前進があったこと、一方、ゆたか福祉会は、前田専務理事の解任と処罰、鈴木峰保、鈴木清覚常務理事の解任と参与への転換をはかるとともに、時間内労働組合活動の規制を強めていること、ゆたか労組は組合員を減らしながら、かたくなな姿勢を変えず、ゆたか法人を相手として裁判を始めるなど、ますます孤立を深かめていることなどの報告がありました。

高木弁護士からは地労委と裁判での闘いの報告がありました。泰中判決の中で、ゆたか福祉会法人とゆたか労組が一体となって泰中さんの人権を侵害したことを認め、５００万円の損害賠償を共同して支払うように命じたことが重要と指摘しました。ゆたか労組が法人と共犯であることを明快に判決の中で認めたわけです。

全国各地から集まった支援する会の会員から、歌声やメッセージによる励ましが発表されました。最後に今年の運動方針と世話人が提案され、アピールとともに満場の拍手で承認されました。中京大学の中川武夫教授から閉会のあいさつがされました。参加者は連帯の決意を浜島さん指揮の大きな歌声に託して総会を終わりました。

人権侵害の泰中裁判勝利報告集会

５月２１日（土）１８時３０分から労働会館東館ホールでローカルユニオンと金丸さんを支援する会との共催で行われ、５０余名が参加しました。ＬＵの津田書記長の司会で経過が報告され、高木弁護士から判決の特徴が話されました。ローカルユニオンゆたか分会から鈴木分会長と金丸さんから職場の変化が報告されました。民主労組委員長と榑松愛労連書記長から激励とお祝いの言葉がありました。

泰中さんから、闘いに勝利した喜びと支援者への感謝の言葉が元気な声で述べられました。 森扶佐子さんが代表して泰中さんとその息子さんに花束が贈られました。名古屋大学法学部教授の森英樹さんからも、激励のことばが寄せられ、各地から駆けつけた青年達は歌声で泰中さんを励ましました。

最後に三枝委員長からこの勝利をもとに、泰中さんの職場復帰とゆたか福祉会の再生を願って全面解決に向けて努力する決意が述べられました。

集会の後、２０名が二次会に参加して、おいしいビールと楽しい交流のひとときを持ちました。３次会は日付けが変わるまで続いたようです。

その後　ローカルユニオンと金丸支援する会の連名でゆたか福祉会とゆたか労組に対して、いくつかの要求を実現するように申し入れを行いました。要求の概要は①　綱領を廃棄すること　②泰中事件の全面解決をはかること ③愛労連ローカルユニオンとしての要求です。これらの問題は中労委の和解交渉と合わせて進めていく予定です。　　（宮崎）

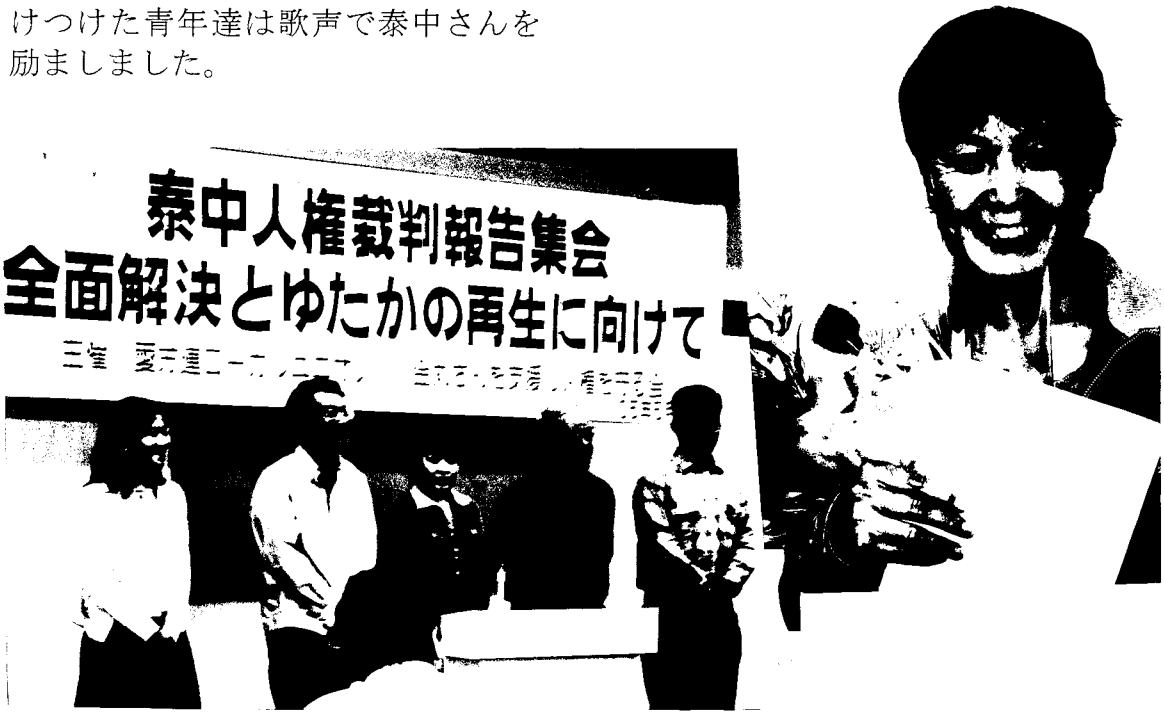

一宮で健康学校が成功
一宮健康センター設立を呼びかけ

講演する三栄さん

６月２６日午後、一宮アイプラザで一宮健康学校と「人として生きる　じん肺闘争の記録」映画上映会が行われ、約６０人の参加で成功を収めました。

健康学校講演の三栄国康愛知健康センター理事は、国内外の労災問題の動きを紹介しながら、労働安全衛生法の概略を説明し、特に、パート等が労働法の「労働者」数に入ることを強調しました。また、暑熱環境について、温度・湿度と輻射熱を総合したＷＢＧＴによる産業衛生学会の許容基準を示し、「ＷＢＧＴ一暑熱環境計」機器を参加者に手渡して、熱中症の予防対策を勧めました。厚労省の「心の健康づくり指針」についての留意点の資料は貴重なものです。

「人として生きる」映画は、被災者の惨状に心を痛めるとともに、全国でたたかいに立ち上がった勇気に感動が広がりました。「あやまれ、つぐなえ」だけでなく、「予防策確立」を患者がいのちをかけて訴える姿も深い共感を呼びました。被災者の訴えに長野県知事が涙をしたたらせる場面では、すすり泣きの声も聞こえました。

最後の発言で、ＪＲ貨物の労働者が、機関車に冷房室がありながら運転席を離れられないために熱中症が発生している現状と、改善に向けて取り組む意思を表明しました。

これに先立つ２０日（月）、一宮健康センター設立の呼びかけ人会議が、「呼びかけ」と設立準備会設置を決定しました。２６日には、この「呼びかけ」が配布され、９人の個人加入がありました。

（文責：三栄）

富士電機工事（株）東野過労自殺労災認定訴訟の概要

はじめに

平成１１年８月１日に夫は単身赴任先であった名古屋の社宅で自殺し、翌日会社の社員によって発見されました。働き盛りの４３歳でした。この夏は夫の七回忌法要を迎えます。

あの日から私たち家族の生活は一変し、当時思春期を迎えていた子供たちの心にも大きな傷を残しました。とりわけ労災申請をすると父親と親しかった同僚が、雲の子を散らしたように居なくなっていくさまを見て、屈託の無い少年だった息子達は人間不信になりました。そして私自身も心の病気になりながらも労災、裁判、そして残された家族の為に必死で働いてきました。

これまでのいきさつ

＊高校を卒業後、富士電機関連会社の富士電機工事株式会社に入社。
＊平成９年６月末に関西支社の技術第三部技術課長となり転勤になりました。
＊平成９年１１月６日、胃潰瘍、表層性胃炎で川崎市内の病院で受診。１０日間の代休をとる。（出社拒否症の症状あり）
＊平成９年１２月８日、うつ病と診断される。１０日間の休養加療。
＊平成９年１２月１８日からさらに３ヶ月程度の休養加療が必要と診断され、関西支社に自ら赴き診断書を提出する。
＊平成１０年１月２６日、治療途中にて関西支社へ復職する。復帰先は阪急電車高架下の通称「中津の倉庫」と呼ばれているところでした。
＊平成１０年３月２１日、中部支社へ単身赴任。人材不足の中で複数の現場を抱えながら、ＩＳＯやＭグレード試験（組織的に行われている昇進試験）、サンリツプラザ松本（受注当時から２０００万円の赤字が予想されていた現場）を担当していました。
＊平成１１年８月１日、社宅にて縊死。
＊平成１１年９月名古屋西労働基準監督署へ労災申請したが、平成１３年９月不支給処分
＊その後、審査請求し棄却。現在、再審査請求し口頭審理も終えている。
＊平成１５年８月、名古屋地方裁判所において富士電機工事（株）を提訴。

第１回証人尋問（会社側の証人３名）が終わり、第２回証人尋問（原告）６月２２日１３時３０分（名古屋地裁）、第３回証人尋問（精神科医主治医・勝田先生）横浜地裁（７月６日）

おわりに

夫の告別式に富士電機工事（株）の社長から話があるという事で、葬儀場で話しました。この時、「長谷川には大変申し訳ない事をした。」と深々と頭をさげました。社長は故人の名前を間違え、遺族に謝罪をして、「今後の事は会社が遺族に対して保障をしてゆきます。」と言われました。

私は、会社が責任を認める事は当然のこととして受け止めていましたし、夫の死に対して会社は責任を認めたものと思っていました。しかし、その後態度を変えて、会社の非を認めるどころか、補償もなく、謝罪もなく、証拠になるものは何も出さず、決して許す事が出来ません。

又、裁判のなかで会社側から「本人の健康管理義務」について指摘されていますが、私には不思議でなりません。それは、身体（内科、外科）に病気を抱えている人に「本人の健康管理義務」を問うのと、うつ病にかかり判断能力が落ちている人に「本人の健康管理義務」を問うのは無理があると思うのです。

裁判傍聴においで頂いた皆様にお礼を申し上げるとともに今後のご支援をお願いいたします。

（事務局より）

東野事案についての詳細は、８月末に発行される「年会誌」をご一読下さい。

自殺３万人――救えた命がある

１日に８８人。昨年、自殺した人の数である。

警察庁によると、総数は３万２３２５人。前年より２０００人減ったとはいえ、７年連続で３万人を超えている。未遂の人はこの５～１０倍いるといわれている。

原因は「健康」と「経済生活」で３分の２を占める。この二つはいつの時代にもある悩みだが、競争社会の過酷さが強く背中を押すのかもしれない。家族や地域のつながりが薄くなっていることも、自殺の増加と無縁ではあるまい。

厚生労働省は２０１０年までに２万２０００人に減らす計画を５年前に立てた。「うつ」への対策が柱だ。自殺しようとする人は様々な事情を抱えているが、その多くは、うつ病やうつ状態に陥っている。相談や治療をしやすい態勢をつくることで、自殺を減らそうというのだ。

方向は間違ってはいない。しかし、掛け声だけで、なかなか実行できていないのが現実である。政府は自殺の原因や背景をもっと調べるとともに、すでに取り組んでいる自治体や民間の活動を助け、広げることに力を入れた方がいい。

新潟県で十日町市と合併した旧松之山町では、毎年、自宅に住む６５歳以上の人に心の健康度のアンケートをしている。心配な結果が出れば、保健師が会って話を聴く。さらに精神科医が自宅を訪問して診察する。こうして、１０年で自殺率は４分の１に下がった。

青森、秋田両県は相談窓口などの一覧表を全戸に配っている。

個人でも自殺防止にかかわる人が増えている。悩みの相談に乗る「いのちの電話」のボランティアは、全国で７０００人を超える。

秋田市では自己破産した経験のある６１歳の男性が、中小企業の経営者に的を絞って活動している。夜逃げしてきた一家が訪ねてきたこともある。３年間で約１５０社の相談に乗った。つらい経験を自ら話すことで相手を勇気づける。

飛び込み自殺の多い福井県の東尋坊で昨年４月、相談所を開いたのは、やはり６１歳の元警察副署長だ。この１年で約６０人の命を救った。今では町もパトロールに協力する。

日本を上回る「自殺大国」だったフィンランドは、８０年代から防止に取り組み、自殺率を３割減らした。自殺した人の遺族らに会って原因を究明するとともに、教会や学校、職場で、うつ病患者への相談や治療に力を入れたのだ。

日本ではまだ「町のイメージが悪くなる」として対策を渋る自治体もある。０２年度調査によると、「自殺予防」とはっきりうたって対策を立てていた県は七つしかなかった。

秋田県で先月末、自殺サイトで知り合い、練炭を買いにいく若い男女が警察に見つかった。高校１年の女性は「自殺できずに残念。でも失敗に終わってほっとした。不思議な気持ちです」と話した。

多くの人は迷いながら死を選ぶ。だからこそ、引き留めることもできる。

お知らせ

愛知健康センター第１５期総会

とき：2005年8月27日（土）13：30

ところ：労働会館本館２階会議室

当面の日程

月　日	事　　案	時間・場所など
７月24日（日）	愛労連定期大会	10:00 中村区役所ホール
25日（月）	第２６回事務局会議	10:00 事務所
27日（水）	金丸事務局会議	18:30 事務所
29日（金）	泰中中労委	東京
８月３日（水）	厚生労働省交渉	10:00 東京（宮崎）
４日（木）	第６回理事会	18:30 労働会館会議室
６日（土）	内野さん支援する会事務局会議	13:00 安城青少年の家
８日（月）	第２７回事務局会議	10:00 事務所
８月13日（土）～17日（水）	センター事務所閉局（盆休み）	
27日（土）	第１５期総会	13:30 労働会館本館 ２階　会議室

お願い

第１５期の会費納入をお願いします。
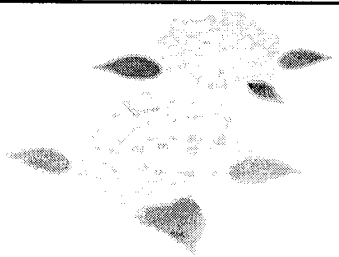
団体・一口・6，000円
個人・一口・4，000円
郵便振替・0870－6－27423
加入者・愛知健康センター